

カムイワッカ地区における検討の進捗状況

トピック

1. 道道知床公園線（知床五湖～カムイワッカ区間）におけるマイカー規制を平成 28 年 8 月 1 日～25 日及び 9 月 18 日～22 日の計 30 日間で実施した。
2. カムイワッカから硫黄山登山口間の道路特例使用制度を平成 28 年 6 月 18 日から 9 月 25 日の計 100 日間で運用した。
3. 平成 29～31 年度のマイカー規制期間は、8 月 1～25 日の 25 日間で実施する方針。
4. 平成 29 年度以降の道路特例使用期間は、6 月 3 週目の金曜日から 9 月の最終日曜日までとして運用する方針。

1. カムイワッカ地区自動車利用適正化対策

- ・平成 28 年度は、8 月 1 日～25 日及び 9 月 18 日～22 日の計 30 日間において、道道知床公園線（知床五湖～カムイワッカ区間）におけるマイカー規制及びシャトルバスの運行を実施。
- ・前年に引き続き、マイカー規制期間におけるバス旋回場（500m 手前）からの徒歩利用を実施。
- ・混雑が予想される 7 月の連休において、関係機関が協力して交通誘導を実施。
- ・平成 29～31 年度のマイカー規制期間について、9 月は大型の連休が無く大きな混雑が予想されないことなどから、8 月 1～25 日の 25 日間で実施する方針とした。毎年、前年度のカムイワッカ部会において期間について最終決定を行う。

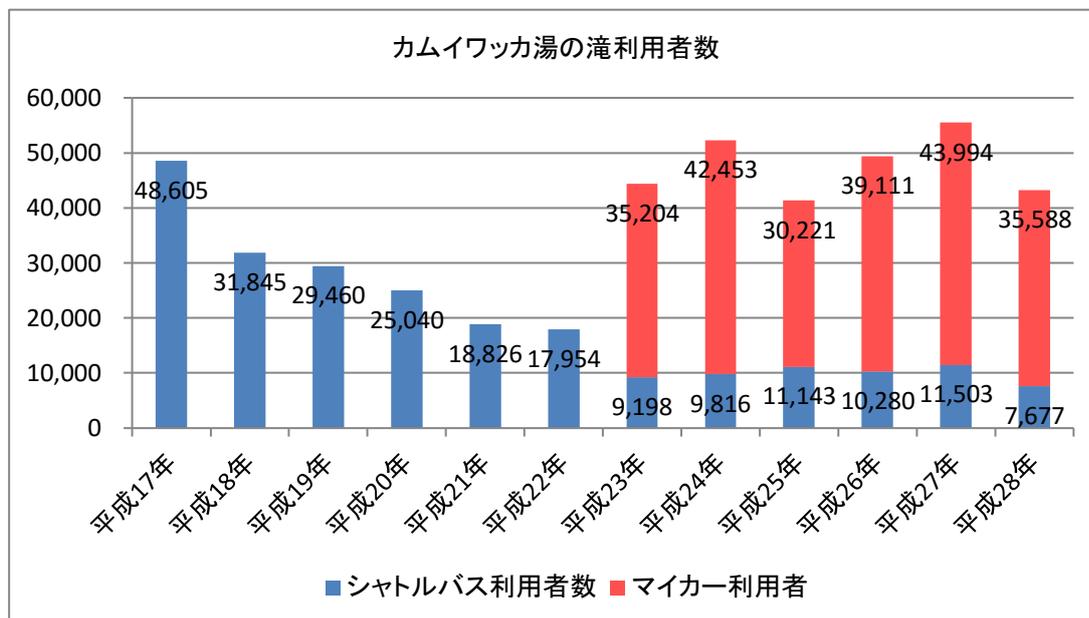
2. 硫黄山登山口利用

- ・道道知床公園線カムイワッカ以奥については落石の恐れがあることから平成 18 年より通行止めになっている。このうちカムイワッカ～硫黄山登山口間については平成 23 年度より道路特例使用制度を運用し、申請を行った登山者に限り徒歩による通行を認めることとしている。
- ・平成 28 年度は、6 月 18 日から 9 月 25 日まで計 100 日間道路特例使用制度を運用し、計 293 件、653 名の申請があった。
- ・制度の分かりやすさ向上を目的として、平成 29 年度以降の道路特例使用制度の運用期間については規則性をもたせ、6 月 3 週目の金曜日から 9 月の最終日曜日までとする方針。
- ・登山者用駐車スペースの周知強化など、登山者駐車対策を実施。

3. カムイワッカ湯の滝の利用

- ・平成 28 年度のカムイワッカ湯の滝の利用は、平成 18 年度以降の運用と同様に、一の滝上部までを供用区間とし、道道知床公園線の供用期間に合わせ 6 月 1 日から 11 月 3 日まで供用された。
- ・供用期間中の湯の滝利用者数（推計値）は、43,265 人（前年比 22%減）。8 月の連続台風の影響により道道知床公園線の通行止めが頻発したことや、推計手法の改善により、利用者数

は減少した。8月マイカー規制期間中の1日当たり利用者数は348人（前年390人）、9月マイカー規制期間中の1日当たり利用者数は114人（前年349人）であった。



4. カムイワッカ部会の開催状況

●第8回カムイワッカ部会：平成28年10月25日

- ・平成28年度カムイワッカ地区の利用状況について報告を行った。
- ・カムイワッカ地区の利用のあり方にかかる論点整理を行った。
- ・平成29年度以降のマイカー規制期間設定について検討を行った。

●第9回カムイワッカ部会：平成29年2月13日

- ・平成28年度カムイワッカ地区の利用状況について報告を行った。
- ・平成29年度以降のマイカー規制期間設定について検討を行い決定した。
- ・平成29年度以降の道路特例使用期間設定について検討を行い決定した。

5. 知床国立公園カムイワッカ地区自動車利用適正化対策連絡協議会の開催状況

●平成29年度連絡協議会：平成29年5月（予定）

6. カムイワッカ地区の整備について

- ・平成26年にカムイワッカの滝周辺の仮橋が撤去され、平成27年から滝500m手前のバス旋回場の運用が開始した。現在のところ、特段の支障は生じていない。
- ・平成30年度シーズン後半に、安全対策のための左岸補強工事（+バス旋回スペース整備）が実施される予定。